

コミュニティフリッジ恵庭の利用に関する誓約事項

ご登録にあたっては以下の事項をご確認・ご了承の上ご利用ください。

1. 【コミュニティフリッジ恵庭について】

認定 NPO 法人まちづくりスポット恵み野が運営するコミュニティフリッジ恵庭は、本事業の趣旨に賛同して食料品・日用品を提供くださる個人・企業の方から寄付された物品を受け取る場を提供する取り組みです。

この事業の対象者は、恵庭市内の児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯、外国人技能実習生です。生活保護受給世帯や外国人留学生等、対象者以外の方々へは、ネットワークを活かし、間接的に支援します。市外の方については、他のフードバンク団体や支援団体をご紹介致します。

2. 【提供趣旨のご理解】

提供された食料品・日用品はすべて支援者や支援企業等からの寄付によるものです。寄付による提供のため、日々、十分な量が提供されない場合もあります。お互いさまの気持ちでご提供をいただいたものであることをご理解ください。

3. 【持ち帰られた食料品・日用品の取り扱い】

持ち帰られた食料品・日用品は、それぞれ指定された保存方法や消費方法及び消費期限または賞味期限を守っていただき、ご自宅でも提供食品の品質が保持されるよう適切に保存した上で、定められた消費期限又は賞味期限内にお召し上がり、または消費ください。また、他のご利用者の方のこともお考えいただきながらご自宅で期限内に消費できる量のお持ち帰りをお願いいたします。

4. 【転売の禁止】

持ち帰られた食料品・日用品の転売は禁止とさせていただきます。お持ち帰りになられたご家庭で消費いただき、他者と金銭その他の有価物と交換をされませんようお願いいたします。なお、転売等をなされていることが分かった際にはご利用を停止させていただく場合があります。

5. 【建物内での事故への注意】

コミュニティフリッジの建物内の棚や冷蔵庫を強引に扱われる等の行為は事故につながる可能性があります。棚や冷蔵庫も支援者から提供されたものです。丁寧な取り扱いをお願いいたします。また、建物内での事故・盗難等につきましては一切責任を負いかねます。また、忘れ物にも十分にご注意ください。

6. 【食料品・日用品の管理へのご協力】

受取りに際しては持ち帰り品の記録についてコミュニティフリッジの建物内に掲示してありますルールに従って対応をお願いいたします。また、提供者の方からのメッセージを掲示しておりますので、お礼のメッセージの掲示等お互いさまで助け合える関係の

継続のために支援をお願いいたします。

7. 【食料品・日用品の欠陥等について】

食料品・日用品を持ち帰られる際には十分に確認の上、ご納得されたものをお持ち帰りください。メーカーによる製造過程での欠陥等や提供元での保管による欠陥等を含めまして、食料品・日用品の欠陥等につきましては一切責任を負いかねます。

8. 【その他】

その他、ご利用に関するルール等については、コミュニティフリッジの建物内へと掲示をさせていただきます。

9. 【誓約の有効期間】

なお、本誓約（及び利用登録）の有効期間は、ご登録のお申し込みをされた日付から事業の対象者であることを証明する書類に記されている有効期日までとします。登録更新には、必要な書類を有効期日の1ヶ月後までにご提出ください。提出期限を10日過ぎても登録更新されない場合は、本事業の利用登録から自動的に抹消いたします。

以上、上記の内容にご理解とご了承をいただきましたら、以下のチェックをお願いいたします。（ご利用される場合には誓約をお願いします。）

上記内容に了承したことを誓約します。